

## 宮津市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郵送による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件等)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、入札実施の公告又は入札通知書（以下「公告等」という。）において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

(公告等の記載事項)

第3条 市長又はその委任を受けて契約を締結する者（以下「契約権者」という。）は、郵便入札の方法により入札を行うときは、公告等に、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札に付する事項及び郵便入札を行おうとする旨
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札の日時及び場所
- (4) 入札参加者の資格に関する事項
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 契約保証金に関する事項
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 入札書の提出方法
- (9) 入札書の提出期限（以下「提出期限」という。）
- (10) 入札書の送付先
- (11) 再度の入札ができる旨を定めるときは、その旨及び再度入札通知の内容
- (12) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (13) 前各号に掲げるもののほか、契約権者が必要と認める事項  
(仕様書等の交付)

第4条 仕様書、図面、資料その他入札に必要な書類は、入札執行課が交付するものとする。

(入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書を提出期限までに到達するよう送付しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書等を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、案件名称、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。
- 3 前項の規定により入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付するものとする。この場合においては、宛名を本市の入札執行課とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、案件名称、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。
- 4 複数の案件について入札書を送付するときは、入札書は案件ごとに作成し、それぞれ個別の封筒に封印するものとし、参加しようとする案件の提出期限までに到達するよう送付しなければならない。

(入札書の保管等)

第7条 入札書が到達したときは、これを入札の日時まで入札執行課において保管するものとする。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、提出期限までに契約権者に入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(入札回数)

第9条 郵便入札に付した場合の回数は、3回以内とする。

2 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。

(入札書の無効)

第10条 契約権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札書を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一人にして、同じ入札に2以上の入札（個人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
- (4) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- (5) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- (6) 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。
- (7) 持参、普通郵便等の第6条の規定によらない方法で提出されたとき。
- (8) その他、入札条件に違反したとき。

(開札への立会い)

第11条 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参しなければならない。

2 開札の立会いを希望する者が2人未満のときは、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会わなければならない。

(開札)

第12条 開札は、公告等に記載した入札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留する。

3 前項の場合において、同一価格で入札した者全員が現に立ち会っているときは、その場で当該立ち会っている者がくじを引くものとする。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(落札の通知)

第13条 契約権者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(入札の延期等)

第14条 契約権者は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申立て)

第15条 入札参加者は、関係法令等及びこの要領に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合についても、同様とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行する。